

# 重要事項説明書

社会福祉法人 敬寿会

特別養護老人ホーム 埼玉さくらんぼ I 番館

(介護老人福祉施設)

<令和7年4月1日現在>



## 特別養護老人ホーム 埼玉さくらんぼ I 番館 重要事項説明書

### 1 施設経営法人

法人名	社会福祉法人 敬寿会
法人所在地	山形県山形市諏訪町 2 丁目 1 - 2 5
代表者氏名	理事長 金澤 壽香
電話番号	0 2 3 - 6 6 4 - 2 1 4 1
設立年月日	平成 6 年 7 月 1 日
法人運営事業	軽費老人ホームケアハウスの経営／特別養護老人ホームの経営／老人デイサービスセンターの経営／認知症対応型老人共同生活援助事業の経営／老人居宅介護等事業の経営／老人短期入所事業の経営／小規模多機能型居宅介護事業の経営／複合型サービス福祉事業の経営／定期巡回・随時対応型訪問介護看護の経営／障害児通所支援事業の経営／障害児相談支援事業の経営／生計困難者に対する相談支援事業の経営／居宅介護支援事業の経営／介護予防支援事業の経営／地域包括支援センターの経営／有料老人ホーム事業の経営／訪問看護事業の経営／介護予防訪問看護事業の経営／訪問リハビリテーション事業の経営／介護予防訪問リハビリテーション事業の経営／保育事業の経営

### 2 運営施設

#### (1) 施設の概要

施設名	特別養護老人ホーム 埼玉さくらんぼ I 番館
サービスの種類	介護老人福祉施設（ユニット型）
事業所番号	1 1 7 6 5 1 1 4 2 4（平成 3 1 年 4 月 1 日指定更新）
施設所在地	埼玉県さいたま市南区大字太田窪 3 5 0 4 - 3
施設長（管理者）	金澤 伸晃
電話番号	0 4 8 - 7 9 9 - 3 0 6 6（FAX: 0 4 8 - 8 1 3 - 2 6 0 0）
開設年月日	平成 2 5 年 4 月 1 日

#### (2) 施設の目的

社会福祉法人敬寿会が運営する特別養護老人ホーム埼玉さくらんぼ I 番館（以下「施設」という）の適切な運営を確保するために、人員、設備及び運営に関する事項を定め、施設で介護老人福祉施設サービスの提供にあたる従業者（以下「職員」という）が、要介護状態にある高齢者に対して適切な介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

#### (3) 施設の運営方針

- ① 施設は施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話等の施設サービスを提供することにより、入居者がそ

の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう努めるものとする。

- ② 入居者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護老人福祉施設サービスを提供するように努めるものとする。

(4) 施設の建物（構造）

建物	構造	鉄筋コンクリート造 地上5階（耐火建築）
	延べ床面積	3,600.05 m <sup>2</sup>
	入居定員	特別養護老人ホーム80名（ショートステイ空床利用可）

(5) 施設の建物（居室・設備）

居室・設備の種類	室数	備 考
ユニット型個室	80室	ユニット数8（桜・栗・桃・胡桃・萩・桐・梅・樺） 1ユニット当たりの個室は10室、食堂1室、 トイレ3室
ユニット食堂	8室	
ユニットトイレ	24室	
浴室	6室	個浴2室、中間浴2室、機械浴2室
洗濯汚物室	4室	各階に設置
レクリエーション室	1室	5階に設置
医務室	1室	2階に設置
調理室	1室	1階に設置 ※調理（食事）は外部業者に委託

(6) 職員体制（令和7年4月1日現在） ※実人員は、常勤換算数

職種	配置基準	実人員	業 務 内 容
管理者	1.0名	1.0名	施設の運営管理業務
医師	0.1名	1.0名	入居者の心身の健康管理業務
生活相談員	1.0名	2.0名	各種相談・援助業務他
介護支援専門員	1.0名	2.0名	ケアプラン業務他
介護職員	27.0名	40.7名	介護業務（食事・入浴・排泄等）、生活援助他
看護職員	3.0名	4.8名	健康管理や服薬管理、医療的処置他
機能訓練指導員	0.1名	1.0名	機能訓練業務他
管理栄養士	0.8名	1.6名	栄養マネジメント他

(7) 勤務体制

職種	勤務体制
管理者	日勤時間帯、常勤勤務
医師	嘱託医契約により来所し、健康管理業務を行う
生活相談員	日勤時間帯、常勤勤務
介護支援専門員	日勤時間帯、常勤勤務

介護職員	早番・日勤・遅番・特遅・夜間勤務のシフトによる交代勤務 早番 7:00～16:00 日勤 8:30～17:30 特遅 12:00～21:00 夜勤 21:00～7:00 ※その他複数シフトあり
看護職員	日勤時間帯、常勤勤務
機能訓練指導員	日勤時間帯、常勤勤務
管理栄養士	日勤時間帯、常勤勤務

### 3 協力医療機関

#### (1) 嘱託医（内科）

医療機関（医師名）	悠翔会在宅クリニック川口（伊野部 容子）
所在地（電話番号）	埼玉県川口市柳崎4-8-33（048-264-1600）

#### (2) 嘱託医（精神科）

医療機関（医師名）	悠翔会在宅クリニック川口（中野 輝基）
所在地（電話番号）	埼玉県川口市柳崎4-8-33（048-264-1600）

#### (3) 訪問歯科

医療機関	岩下歯科医院
所在地（電話番号）	埼玉県川口市榛松290-2（048-285-1031）

#### (4) 協力病院

医療機関	医療法人博仁会 共済病院
所在地（電話番号）	埼玉県さいたま市緑区原山3-15-11（048-882-2867）
診療科	内科・消化器内科・循環器内科呼吸器内科・糖尿病内科・外科

### 4 サービスの内容

#### (1) 介護保険適用サービスの内容

##### ① 施設サービス計画の作成

入居者について解決すべき課題を把握し、入居者および連帯保証人の意向を踏まえた上で、介護老人福祉施設サービスの目標およびその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ施設サービス計画を作成します。

##### ② 食事の提供時間

朝食 7:30～ 9:30

昼食 12:00～14:00

夕食 18:00～20:00

- ・管理栄養士が作成する献立により、入居者の栄養および身体の状態を考慮した食事を提供します。原則、所定の場所にて食事していただきます。

- ・栄養状態の維持管理・改善のため、管理栄養士が入居者の状況にあわせて栄養ケア計画を作成します。

##### ③ 入浴

週に最低2回入浴していただきます。(正月三が日の間は入浴中止)  
ただし、身体状態に応じて、特別浴または清拭となる場合があります。

④ 生活介護

施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。

- ・食事介助      ・整容、更衣介助      ・排泄介助      ・移動介助
- ・入浴介助      ・リネン交換              ・その他日常生活面での介助

⑤ 機能訓練

入居者の心身や日常生活等の状況を勘案して日常生活を送るのに必要な機能の維持または低下を防止するための訓練を実施します。

⑥ 生活相談

常勤の生活相談員に、介護保険・日常生活に関することも含め相談できます。

⑦ 健康管理

配置医師、看護職員等が健康管理を行います。

(2) 介護保険適用外サービスの内容

① 理美容サービス

施設では定期的に理美容サービスを実施しております。料金は別途かかります。

② 行政手続き代行

入居者および連帯保証人、入居者の関係者が行政機関に対する手続きを行うことが困難であるという相当の理由がある場合は、行政手続き代行を当施設にて行っています。

③ 日常生活品の購入代行

日常生活品の購入代行をご希望があれば行います。

④ 所持品保管

居室のスペースに置くことができない所持品は、お預かりできません。

⑤ レクリエーション

施設では、ユニットレクリエーション、クラブ活動等の年間行事を行い、行事によっては別途参加費用がかかるものがあります。

別紙、「各種立替金・ご連絡等について」確認致します。

5 利用料金及び支払方法等

施設の利用料金及び料金の支払い方法等については、以下のとおりです。

(1) 介護保険の自己負担額及び介護保険給付外の費用等

介護サービスを利用するときは、介護保険負担割合証に記載されている利用者負担割合に応じてサービス費用のうち1割から3割までのいずれかが利用者の負担となります。ただし、保険料滞納等により給付額減額措置を受けている場合は、そちらが優先されます。また、利用者負担割合は、65歳以上の方は1割、一定以上の所得のある場合は2割、特に所得の高い場合は3割となります。  
※第2号被保険者(40歳から64歳までの方)、市町村民税非課税者、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担となります。

※1か月の介護サービス自己負担額が44,400円(低所得者等は軽減措置あり)を超えた場合、超えた額が高額介護サービス費として払い戻されます。

※介護保険の自己負担額に係る料金については、別紙（利用料金表）のとおりです。

（施設体制の変更や職員配置、制度改正等によって、変更する場合があります）

※介護保険給付外の費用（食費・居住費等）については、別紙（利用料金表）のとおりです。

## （2）料金の支払い方法

料金・費用は1か月毎に計算し、月末締めで翌月 20 日頃に請求書を発行しますので、翌月 26 日頃までに以下の方法でお支払いください。（1ヶ月に満たない期間のサービスに対する利用料金は、利用日数に基づいて計算した額とします）

口座振替・・・ご指定の口座より、金融機関が引落処理を行います。

※別紙、「口座振替依頼書」にご指定の口座登録情報をご記入のうえ、提出してください。

※口座振替手続きの途中の場合は、以下の支払い口座へ振込みをしてください。

振込先 みずほ銀行 世田谷支店 普 1403520 埼玉さくらんぼ I 番館 理事長 金澤壽香

## 6 緊急時の対応方法について

（1）入居者に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、緊急連絡先やご家族の方に速やかに連絡いたします。

第一緊急時連絡先（連帯保証人）	
氏名	
住所	
電話番号	(自宅) (携帯)
続柄	
勤務先	
勤務先の電話番号	
第二緊急時連絡先	
氏名	
住所	
電話番号	(自宅) (携帯)
続柄	
勤務先	
勤務先の電話番号	

（2）入居者の体調に著しい変化等があった場合は、（1）の緊急時連絡先に記入されたご家族等や主治医に速やかに連絡します。

（3）緊急時は、救急搬送を行います。搬送先の医療機関については、希望がある方は記入をお願いします。

ていますが、希望病院に搬送されるかは、その状況によってかわることがあります。その際は、救急隊や施設側で判断し、ご家族に連絡します。

#### 7 事故発生時の対応について

万一事故が発生した場合には、速やかに緊急時連絡先や関係機関等に連絡するとともに、必要な処置を講じます。

#### 8 身体拘束について

施設では原則として身体拘束は行いません。ただし、入居者または他の入居者等の生命・身体を保護するためにやむを得ない場合は、連帯保証人に連絡し説明、同意を得た上で身体拘束を行います。なお、身体拘束を行う際は、早期解除を目指しできるだけ入居者の負担にならないよう配慮するとともに、実施の記録を作成します。

#### 9 虐待防止について

入居者の人権擁護、虐待防止等のため、必要な体制整備を行い、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

#### 2 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとします。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこととします。

#### 10 施設ご利用に当たっての留意事項

##### (1) 入居時に施設にご提出していただくもの

診断書（指定事項）1年以内のもの・後期高齢者被保険者証  
介護保険証・介護保険負担割合証・介護保険限度額認定書（該当者のみ）  
諸制度手帳・諸制度医療証・病院診察券

##### (2) 感染症対策

感染症に罹患し、入居者へ伝染の恐れがある場合には入院等の処置を講じます。  
季節的な感染症が発生した場合には、面会制限をかけさせていただく場合があります。

##### (3) 面会

事務所入り口で面会簿にご記入ください。  
また、各ユニットではケアワーカーに声をかけてください。

##### (4) 金銭、貴重品の持ち込み

原則、高額な金品及び貴重品の持ち込みはご遠慮願います。  
金品及び貴重品を施設に持ち込んだ場合、施設では責任を負えません。

##### (5) 外出、外泊

外出・外泊の準備等も必要になるため、事前に申し出てください。  
急な申出により食事のキャンセルが出来ない場合は、食費を請求することがあります。

(6) 飲酒、喫煙

喫煙は指定の場所で、飲酒は他の方にご迷惑をかけない程度でお願いします。

(7) 設備、器具の利用

事前に申し出てください

(8) 宗教活動、政治活動

施設内で他の入居者、ご家族等に対する宗教活動、政治活動はご遠慮願います。

(9) 原状回復

故意又は不注意等により施設・設備を滅失・破損・汚損・もしくは変更した場合は、入居者及び連帯保証人の費用負担により原状回復をするか、相当の代価を支払っていただきます。

(10) その他

その他、入居者等に迷惑のかかる行為は慎んでください。

1.1 相談（苦情）窓口

(1) 施設が提供するサービスの相談・苦情等は以下の窓口を設置しております。

苦情申し立て等については、迅速な対応・解決に努めます。

- ・相談（苦情）解決責任者 施設長 金澤 伸晃
- ・相談（苦情）受付担当者 生活相談員 高橋明子・鈴木純子・大墳健志・藤澤優一  
電話番号 048-799-3066 / FAX 048-813-2600
- ・第三者委員

氏名	電話	住所	職業
高橋義人	042-233-2636	東京都三鷹市大沢 5-5-25	現日本司法支援センター 東京事務所副所長
高橋富蔵	023-625-0227	山形県山形市東青田 2-3-24	元山形県警察本部刑事部長
岩村幸姫	023-625-0315	山形県山形市本町一丁目 4 番 27 号セントラル山形ビル 705 号	弁護士

(2) 施設以外の相談（苦情）窓口

- ① 南区役所 高齢介護課 048-844-7178
- ② さいたま市役所 長寿応援部 介護保険課 048-829-1265

(3) 介護保険制度・介護保険サービスに関する相談（苦情）窓口

埼玉県国保連合会 介護福祉課 苦情対応係 048-824-2568

1.2 非常災害時対策

- ・防災時の対応 防災計画により対応します。
- ・防火設備 非常通報装置、消火栓、スプリンクラー、防火扉、非常用電源等
- ・防災訓練 年2回
- ・防火管理者 稲葉 淳一

1.3 業務継続計画策定について

事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を整備します。

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定します。

(2) 当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

1.4 第三者による評価の実施状況

- ・実施の有無 (有・無)
- ・当該結果の開示状況 (有・無)
- ・実施した直近の年月日
- ・実施した評価機関の名称

1.5 個人情報の保護

(1) 施設は、「特別養護老人ホーム埼玉さくらんぼⅠ・Ⅱ番館 利用契約書」の第14条（個人情報の保護）に定めるとおり、入居者および連帯保証人、その他家族等に関する個人情報を適切に保護・利用するものとします。

個人情報の利用目的	埼玉さくらんぼⅠ番館は、その事業の遂行のために必要な個人情報を、法人が定めた「個人情報の取り扱い」に記す目的を達成する上で利用します。
本人に同意を得ることなく、個人情報を取り扱う場合	次に該当する場合には、あらかじめ本人に同意を得ることなく、個人情報を取り扱うことができます。ただし、その必要かつ合理的な範囲とします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令に基づくとき</li> <li>・ 法令に基づく場合で、人の生命、身体又は財産を保護するために緊急の必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき</li> <li>・ 公衆衛生の向上等のために特に必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき</li> <li>・ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき</li> </ul>
個人情報の適正管理	埼玉さくらんぼⅠ番館は、前述の利用目的に沿って、必要最小限の個人情報を本人の同意を得た上で収集し、これを適正に管理します。なお、個人情報の開示・訂正・追加・削除・第三者への提供の停止等の請求については、本人確認の上、法人の「個人情報保護規程」の定めるところにより、速やかに対応します。

(2) 個人情報を施設及び法人内部で利用する際の目的

個人情報の種類	利用目的
①入居者の介護保険被保険者証に記載されている情報（氏名、住所、生年月日、被保険者番号、要介護度、居宅介護支援事業所）、連絡先、心身の状況に関する情報、介護に関する情報、健康や医療に関する情報、住居や生活に関する情報、家族等に関する情報、主治医に関する情報、介護保険サービスの利用状況に関する情報、その他入居者に対して介護サービスを提供するために必要な情報	<b>【介護サービス等に関するもの】</b> ①介護サービス、相談支援サービスの提供 ②委託費等の請求・收受、補助金・収受に関する事務 ③利用料、その他の費用の請求・収受に関する事務、収受状況の確認、未払い金の督促 ④利用時・退所時の管理 ⑤事故等の報告、リスクマネジメント業務 ⑥苦情等の対応 ⑦居室の名札や写真の掲示、クラブ作品への氏名掲示、広報紙への掲載等
	<b>【介護サービス以外のもの】</b> ①実習生・研修生への指導 ②管理運営業務 ③サービスの向上・改善のための事例研究・調査研究 ④統計資料の作成
	<b>【介護保険事務】</b> ①介護報酬の請求・受領 ②その他の介護保険関係事務
②利用料の自動引落をする口座の名義人氏名、口座番号	利用料の自動引落をする場合
③入居者の家族等の氏名、入居者との続柄、連絡先	緊急時の連絡

(3) 個人情報を施設及び法人外へ提供する際の目的

個人情報の種類	提供先	利用目的
①入居者の介護保険被保険者証に記載されている情報（氏名、住所、生年月日、被保険者番号、要介護度、居宅介護支援事業所）、連絡先、心身の状況に関する情報、介護に関する情報、健康や医療に関する情報、住居や生活に関する情報、家族等に関する情報、主治医に関する情報、介護保険サービスに関する情報、介護保険サービス	①入居者の居宅介護支援事業者	介護サービス等を提供するため。 ①居宅介護支援事業者との連携（サービス担当者会議） ②居宅介護支援事業者から照会への回答
	②入居者のサービスを提供する他の介護サービス事業者、社会福祉施設、医療機関等	居宅介護支援サービスを提供するため。 ①入居者にサービスを提供する他のサービス事業者、社会福祉施設、医療機関等の連携（サービス担当者会議等） ②他のサービス事業者、社会福祉施設、医療機関等への回答
	③入居者に関する情報	入居者に提供する福祉サービスについて、

スの利用状況に関する情報、その他入居者に対して介護サービスを提供するために必要な情報	る都道府県、市区町村、福祉の措置の実施機関	都道府県、市区町村、福祉の措置の実施機関等との協議、連絡調整、これらの機関から求められる報告・連絡・相談等
	④入居者の家族等	入居者の心身の状況を家族等へ説明
	⑤保険会社等	入居者に対する損害賠償等に関する保険会社等への相談又は届出
	⑥ボランティア	ボランティアが入居者の介護等に参加するときの指導
	⑦実習生・研修生	実習生・研修生への指導
	⑧業務委託先の事業者及びそれに準ずる活動を行う団体・個人	サービスの提供に関わる業務の一部（食事、清掃、医療、歯科医療、医薬、理美容、設備管理、買物代行等）の外部業者や個人への委託及び外部行事の申込等
	⑨保険者・国民健康保険団体連合会等の審査・支払機関	介護報酬の支払いを受ける場合
	⑩措置費、支援費等の請求先、委託費・補助金等の申請先	措置費・支援費等の支払い、委託費・補助金等の交付を受ける場合
	⑪外部監査機関、評価機関等	事業所あるいは法人が福祉情報公開及び第三者評価を受審する場合
	②サービス入居者の氏名、口座番号	利用料の代金回収をする金融機関等
③入居者の家族等の氏名、入居者との続柄、連絡先	消防警察等の機関	緊急時の通報、要請等

令和 年 月 日

特別養護老人ホーム埼玉さくらんぼ I 番館の入居にあたり、入居者並びに連帯保証人に対して、契約書及び本書面に基づいて重要事項及び個人情報の保護・利用について説明し、交付しました。

### 施 設

(所在地) 埼玉県さいたま市南区大字太田窪 3 5 0 4 - 3

(名 称) 社会福祉法人敬寿会

特別養護老人ホーム 埼玉さくらんぼ I 番館

(代表者) 施設長 金澤 伸晃 (印略)

(交付・説明者) 職名

氏名

⑩

私は、契約書及び本書面により、特別養護老人ホーム埼玉さくらんぼ I 番館入居についての重要事項及び個人情報の保護・利用についての説明を受け、了承し、受領しました。

その上で、私及び私の家族の個人情報を、収集、保有、利用及び第三者へ提供することに同意します。

### 入居者

(住 所)

(氏 名)

⑩

### 連帯保証人

(住 所)

(氏 名)

⑩

(続 柄)

1 介護保険の自己負担額

【介護老人福祉施設 利用料金表】

当月の算定状況に合わせて○をつける

算定状況		項目（要介護度）	頻度	単位数	介護報酬額	（介護報酬の1割）利用者負担額※	（介護報酬の2割）利用者負担額※	（介護報酬の3割）利用者負担額※
基本料金	ユニット型 介護福祉施設 サービス費	要介護1	1日あたり	670	7,155円	716円	1,431円	2,147円
		要介護2	1日あたり	740	7,903円	791円	1,581円	2,371円
		要介護3	1日あたり	815	8,704円	871円	1,741円	2,612円
		要介護4	1日あたり	886	9,462円	947円	1,893円	2,839円
		要介護5	1日あたり	955	10,199円	1,020円	2,040円	3,060円
保険 給付 内 介護 サ ー ビ ス 利 用 料	加算 料 金	日常生活継続支援加算	1日あたり	46	491円	50円	99円	148円
		看護体制加算（Ⅰ）口	1日あたり	4	42円	5円	9円	13円
		看護体制加算（Ⅱ）口	1日あたり	8	85円	9円	17円	26円
		夜勤職員配置加算（Ⅱ）口	1日あたり	18	192円	20円	39円	58円
		夜勤職員配置加算（Ⅳ）口	1日あたり	21	224円	23円	45円	68円
		生活機能向上連携加算（Ⅰ） （3月に1回を限度）	1月あたり	100	1,068円	107円	214円	321円
		生活機能向上連携加算（Ⅱ） （個別機能訓練加算を算定している場合）	1月あたり	200 (100)	2,136円 (1,068円)	214円 (107円)	428円 (107円)	641円 (321円)
		個別機能訓練加算（Ⅰ）	1日あたり	12	128円	13円	26円	39円
		個別機能訓練加算（Ⅱ）	1月あたり	20	213円	22円	43円	64円
		個別機能訓練加算（Ⅲ）	1月あたり	20	213円	22円	43円	64円
		ADL維持等加算（Ⅰ）	1月あたり	30	320円	32円	64円	96円
		ADL維持等加算（Ⅱ）	1月あたり	60	640円	64円	128円	192円
		若年性認知症入居者受入加算	1日あたり	120	1,281円	129円	257円	385円
		精神科医療養指導加算	1日あたり	5	53円	6円	11円	16円
		外泊時費用（1月に6日以内）	1日あたり	246	2,627円	263円	526円	789円
		外泊時在宅サービス利用費用	1日あたり	560	5,980円	598円	1,196円	1,794円
		初期加算	1日あたり	30	320円	32円	64円	96円
		退所時栄養情報連携加算	1月あたり	70	747円	75円	150円	225円
		再入所時栄養連携加算	1回に限り	200	2,136円	214円	428円	641円
		退所前訪問相談援助加算	1回につき	460	4,912円	492円	983円	1,474円
		退所後訪問相談援助加算	1回につき	460	4,912円	492円	983円	1,474円
		退所時相談援助加算	1回に限り	400	4,272円	428円	855円	1,282円
		退所前連携加算	1回に限り	500	5,340円	534円	1,068円	1,602円
		退所時情報提供加算	1回に限り	250	2,670円	267円	534円	801円
		協力医療機関連携加算（1）	1月あたり	50	534円	54円	107円	161円
		協力医療機関連携加算（2）	1月あたり	5	53円	6円	11円	16円
		栄養マネジメント強化加算	1日あたり	11	117円	12円	24円	36円
		経口移行加算	1日あたり	28	299円	30円	60円	90円
		経口維持加算（Ⅰ）	1月あたり	400	4,272円	428円	855円	1,282円
		経口維持加算（Ⅱ）	1月あたり	100	1,068円	107円	214円	321円
		口腔衛生管理加算（Ⅰ）	1月あたり	90	961円	97円	193円	289円
		口腔衛生管理加算（Ⅱ）	1月あたり	110	1,174円	118円	235円	353円
		療養食加算	1食あたり	6	64円	7円	13円	20円
特別通院送迎加算	1月あたり	594	6,343円	635円	1,269円	1,903円		
配置医師緊急時対応加算 （1）配置医師の勤務時間外の場合	1回あたり	325	3,471円	348円	695円	1,042円		
配置医師緊急時対応加算 （2）早期・夜間の場合	1回あたり	650	6,942円	695円	1,389円	2,083円		
配置医師緊急時対応加算 （3）深夜の場合	1回あたり	1,300	13,884円	1,389円	2,777円	4,166円		

看取り介護加算（Ⅰ） （死亡日以前 31 日以上 45 日以下）	1 日あたり	72	768 円	77 円	154 円	231 円
看取り介護加算（Ⅰ） （死亡日以前 4 日以上 30 日以下）	1 日あたり	144	1,537 円	154 円	308 円	462 円
看取り介護加算（Ⅰ） （死亡日以前 2 日又は 3 日）	1 日あたり	680	7,262 円	727 円	1,453 円	2,179 円
看取り介護加算（Ⅰ） （死亡日）	1 日あたり	1,280	13,670 円	1,367 円	2,734 円	4,101 円
在宅復帰支援機能加算	1 日あたり	10	106 円	11 円	22 円	32 円
在宅入所相互利用加算	1 日あたり	40	427 円	43 円	86 円	129 円
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	1 日あたり	3	32 円	4 円	7 円	10 円
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	1 日あたり	4	42 円	5 円	9 円	13 円
認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	1 月あたり	150	1,602 円	161 円	321 円	481 円
認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	1 月あたり	120	1,281 円	129 円	257 円	385 円
認知症行動・心理症状緊急対応加算 （入所日から 7 日を上限）	1 日あたり	200	2,136 円	214 円	428 円	641 円
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	1 月あたり	3	32 円	4 円	7 円	10 円
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	1 月あたり	13	138 円	14 円	28 円	42 円
排せつ支援加算（Ⅰ）	1 月あたり	10	106 円	11 円	22 円	32 円
排せつ支援加算（Ⅱ）	1 月あたり	15	160 円	16 円	32 円	48 円
排せつ支援加算（Ⅲ）	1 月あたり	20	213 円	22 円	43 円	64 円
自立支援促進加算	1 月あたり	280	2,990 円	299 円	598 円	897 円
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	1 月あたり	40	427 円	43 円	86 円	129 円
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	1 月あたり	50	534 円	54 円	107 円	161 円
安全対策体制加算 （入所者 1 人につき）	1 回を限度	20	213 円	22 円	43 円	64 円
高齢者施設等感染対策向上加算 （Ⅰ）	1 月あたり	10	106 円	11 円	22 円	32 円
高齢者施設等感染対策向上加算 （Ⅱ）	1 月あたり	5	53 円	6 円	11 円	16 円
新興感染症等施設療養費 （連続する 5 日を限度として）	1 月に 1 回	240	2,563 円	257 円	513 円	769 円
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	1 月あたり	100	1,068 円	107 円	214 円	321 円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	1 月あたり	10	106 円	11 円	22 円	32 円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1 日あたり	22	234 円	24 円	47 円	71 円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1 日あたり	18	192 円	20 円	39 円	58 円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1 日あたり	6	64 円	7 円	13 円	20 円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	上記の加算より算定した単位数の 14.0%に相当する					

※利用者負担額は、介護報酬額（既定の単位数に地域加算 10.68 を乗じた値）に対し、介護保険負担割合証に記載の割合（所得等に応じて 1 割～3 割）に応じた額の支払いとなります。

## 2 介護保険給付外の費用

### (1) 食費・居住費

項目	基本負担額	内容
食費（1 日当たり）	1,545 円	朝 420 円／昼 705 円／夕 420 円
居住費（1 日当たり）	2,360 円	ユニット型個室

※食費及び居住費について、介護保険負担限度額の認定を受けている方の場合、その認定証に記載されている金額が一日当たりの料金の上限となります。

※急な入院・退去等のやむを得ない事情を除いて外出・外泊等により欠食がある場合、かつ前日の 17 時まで欠食の連絡がなかった場合は、1 日当たりの食費を請求することができます。

※外泊・入院時に居室を確保している場合は、外泊・入院日の翌日から起算して 6 日間（月をま

たぐと最大12日間)は基本負担額又は介護保険負担限度額の認定証に記載されている居住費を請求します。ただし、7日目以降は一律で1日当たり2,360円の基本負担額を請求します。また、外泊や入院等で空き室の時にはご利用させていただく場合があります。

(2) その他

項目	基本負担額	内容
おやつ代(1日あたり)	55円	厨房提供のおやつ
家電製品持込み電気代 (1か月当たり・1製品)	500円	指定の家電製品:テレビ、冷蔵庫、パソコン (記載以外の家電製品別途、協議致します)
理美容代(1回あたり)	1,830円	カット代
その他指定介護老人福祉施設において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費を請求します。※別紙「各種立替金・ご連絡等について」を確認		

3 利用者負担の軽減制度について

各種軽減制度を活用される場合は、入居者又はご家族で手続きをしていただき、以下の減額証を提示していただいた月からの適用となります。

(1) 介護保険負担限度額認定証

負担段階	対象者	居住費	食費
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方	880円	300円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の方	880円	390円
第3段階①	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	1,370円	650円
第3段階②	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額が120万円を超えている方	1,370円	1,360円
第4段階	上記以外の方	2,360円	1,545円

※ 第4段階の方は、食費・居住費の負担が軽減されませんが、高齢夫婦世帯などにおいて、夫婦どちらかが施設に入所して、食費・居住費を負担した結果、生計が困難になるなど一定の要件を満たした場合には、利用者負担段階が第3段階に変更されます。

(2) 社会福祉法人等による利用者負担軽減証

社会福祉法人等による利用者負担軽減の対象者であることを証する認定証を提示していただいた方に対して、法人の財源を利用しての軽減措置を実施します。

